## 岡山県立倉敷琴浦高等支援学校運営協議会規約

(名称)

第1条 協議会は、岡山県立倉敷琴浦高等支援学校運営協議会(以下「協議会」という)と称す。

(趣旨)

第2条 協議会は、岡山県立倉敷琴浦高等支援学校(以下「学校」)の学校運営及び当該運営への 必要な支援に関して協議する機関として、岡山県教育委員会(以下「教育委員会」)及び岡 山県立倉敷琴浦高等支援学校の校長(以下「校長」)の権限と責任の下、保護者及び地域住 民の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民 との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものとする。

# (学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第3条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る ものとする。
  - (1)教育目標及び経営方針に関すること
  - (2) 教育課程の編成に関すること
  - (3) 学校行事の計画に関すること
  - (4)組織編成に関すること
  - 2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って、学校運営を行うものとする。

#### (学校運営等に関する意見の申出)

- 第4条 協議会は、学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べること ができる。
  - 2 協議会は、第2条の趣旨を踏まえ、学校の教職員の任用(採用、昇任及び転任に関する 事項に限る。)に関して、教育委員会に対して意見を述べることができる。
  - 3 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、学校の校長の意見を聴取するものとする。

## (学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、毎年1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

#### (住民の参画の促進等のための情報提供)

- 第6条 協議会は、学校の運営について地域住民の理解、協力及び参画等が促進されるよう努め るものとする。
  - 2 協議会は、前項の目的を達成するため、学校の運営及び運営への必要な支援に関する協議等の情報を、地域住民等へ積極的に提供するよう努めなければならない。

### (委員の任命)

- 第7条 協議会の委員は15名程度とし、次の掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
  - (1) 学校の所在する地域の住民
  - (2) 学校に在籍する生徒の保護者
  - (3) 学校の校長及び教職員
  - (4) 地域学校協働活動に関わる地域コーディネーターその他の学校の運営に資する活動を行う者
  - (5) その他教育委員会が必要と認める者
  - 2 教育委員会は、学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該 校長から意見を聴取するものとする。
  - 3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
  - 4 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職の職員とする。

# (委員の任命)

第8条 委員の任期は1年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

### (守秘義務等)

- 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
    - (1) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動に利用すること
    - (2) 委員にふさわしくない非行を行うこと
    - (3) 協議会又は学校の運営に支障をきたす言動を行うこと

# (会長及び副会長)

- 第10条 協議会に、会長及び副会長を置く。
  - 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、校長及び本校の職員は、会 長になることができない。
  - 3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を行う。

#### (議事)

- 第11条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集する。
  - 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
  - 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
  - 5 会長は、必要があるときは、校長に報告及び説明を求めることができる。
  - 6 校長は、自校の教職員を必要に応じて会議に出席させることができる。
  - 7 会長は、会議の会議録を作成し、学校に5年間保管しなければならない。

### (会議の公開)

- 第12条 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開にすることができる。
  - 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申出なければならない。
  - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

#### (協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第13条 教育委員会は、協議会の運営状況について学校の校長から意見の聴取を行い、必要に 応じて協議会に対して指導又は助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことに よって学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、 協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
  - 2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報 提供に努めなければならない。

# (委員の解任)

- 第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。
  - (1) 本人からの辞任の申出があったとき
  - (2) 第9条の規定による義務に違反したとき
  - (3) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき
  - (4) その他解任に相当する事由が認められるとき
  - 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに教育委員会に 報告しなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、学校において行う。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協 議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。